

令和5年度 財政健全化審査意見書

1 審査の期日

令和6年8月2日

2 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる資料が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる資料は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	15.00 %	20.00 %
連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	9.4	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額が赤字でなかったため、実質赤字比率は算出されなかった。従って、早期健全化基準である15.00%と比較すると、これを下回っており基準からみた健全性は保たれている状況にある。

イ 連結実質赤字比率について

一般会計等、特別会計及び公営企業の実質収支額、あるいは資金不足額が赤字、あるいは資金不足がなかったため、連結実質赤字比率は算出されなかった。従って、早期健全化基準である20.00%と比較すると、これを下回っており、基準からみた健全性は保たれている状況にある。

ウ 実質公債費比率について

一般会計等、特別会計、公営企業及び一部事務組合を連結して、過去3年間の公債費比率を平均して算出した実質公債費比率は9.4%となっており、早期健全化基準である25.0%を下回っており、基準からみた健全性は保たれている状況にある。

エ 将来負担比率について

一般会計等、特別会計、公営企業、一部事務組合及び第三セクター（本町は該当なし）の将来負担額を連結した将来負担比率は算出されなかったことから、早期健全化基準の350.0%を下回っており、基準からみた健全性は保たれている状況にある。

- (3) 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

令和6年8月23日

桑折町長 高橋 宣博 様

桑折町監査委員 鈴木 頼子



同 佐藤 久一



令和5年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の期日

令和6年8月2日

2 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる資料が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる資料は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記		
比 率 名	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	20.0 %

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和5年度において資金不足に至っていないので、資金不足比率は算出されなかった。従って、経営健全化基準である20.0%を下回っていることが認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年8月23日

桑折町長 高橋 宣博 様

桑折町監査委員 鈴木 頼子



同 佐藤 久一



令和5年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の期日

令和6年8月2日

2 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる資料が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる資料は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記		
比 率 名	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	20.0 %

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和5年度において、資金不足に至っていないので、資金不足比率は算出されなかった。従って、経営健全化基準である20.0%を下回っていることが認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和6年8月23日

桑折町長 高橋 宣博 様

桑折町監査委員 鈴木 頼子



同 佐藤 久一

